

成年後見制度における社会福祉士の視点を生かしたアセスメントシートの構築

—相談受付アセスメント票と本人調査票を中心に—

○ 長野大学 氏名 山口理恵子 (6505)

青田和憲 (青田社会福祉士事務所・8347)

キーワード：成年後見制度、社会福祉士、アセスメント

1. 研究目的

成年後見制度をめぐる議論については近年障害者権利条約の批准をふまえ、同制度の制限行為能力者としての面を必要最小限にし、代行決定を意思決定支援へ転換させていく必要性が指摘されている。これまでの成年後見人等支援者の裁量権に基づく他者決定から支援者の適切なエンパワメントに基づく本人の自己決定を最大限に追求する仕組みへの転換でもある。しかし意思決定支援の中身については、わが国では一部の専門職団体を除き具体的な支援方針や指針が示されているわけではなく、いまだに支援者の裁量に委ねられているといえる。一方実践の場では身上監護に基づく財産管理のあり方、つまり本人の意思をどのように財産管理に反映させていくかが課題となっている。以下2点に大別し示す。第一に後見人就任時にはまず本人の財産目録を作成することになる。しかしこの財産調査について明確な基準はない。したがってたとえ後見類型であっても本人が居宅生活を送っている場合本人の意向を無視してまでその自宅を調査することはできず、とりわけ保佐、補助類型では付与された代理権の範囲において財産管理権を有するにすぎない。しかし本人の死後相続人にその財産を引き継ぐ際、残余財産に負債が含まれていた場合、後日相続人から後見人としての職責を追求される可能性がある。

第二に就任後の財産管理の方針を見出す際には本人の意向をそれまでの生活歴から推測しその支出について方針をたてることを求められる。しかし寄付や香典、謝礼等社会的儀礼の範囲に入るような支出については、本人を取り巻く人間関係に影響する部分であると同時に本人の財産の多寡によって判断せざるを得ない場面も多く、本人意思尊重義務と財産管理人としての管注意義務との間で後見人等が葛藤する場面も少なくない。

このような状況に対し、必ずしも家庭裁判所から具体的な方針の提示や回答があるわけではなく、最終的には後見人等が意見書や上申書という形で家庭裁判所に報告或いは確認を行うことによって支援方針を決定しているケースもある。したがって本研究では後見人就任時に詳細なアセスメントを行うことで本人の生活歴及び意向と周辺環境を可能な限り明らかにし、受任後の課題を早期に発見することを目指す。具体的にはアセスメント票というツールを用いることで課題に対する対策を立てることを可能にすると同時に後日本人の意思を推定せざるを得ない場合等の判断・決定根拠の一助とすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

後見実践を担う研究協力者である独立型社会福祉士5名の協力を得てその実践経験と事例を基に「本人調査票」と「相談受付・アセスメント票」の2点を作成した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理誌指針の定めを順守し、研究協力者の了解を得るとともに検討の過程において用いる事例については個人が特定されることのないよう配慮を行った。

4. 研究結果

まず「本人調査票」は本人の能力及び意向をアセスメントする目的として次に示す項目を設定した。1. 意思疎通・理解、2. 認識（自己と周囲）・見当識（財産に関する認識含む）3. 計算能力4. 金銭感覚、5. 短期記憶、以上の5項目から総合評価を100点とし合計点数を記載する。これに6. 具体的症状・日内変動・感情の起伏、トラブル（関係者からの聴取）を加え、1～5と6を総合的に判断し最終的な総合評価とする。次に「相談受付アセスメント票」についてはインテーク項目に加え1. 基本項目に①本人の心身状況（身体・精神）、②親族及び関係者の情報、③サービス利用状況、④財産状況、⑤収支状況、⑥財産管理状況を記載の上、居所・生活療養面と財産管理面の意向について本人と周囲（親族）の意向の欄を別々に作成する。また特記事項として虐待（可能性含む）及び消費者被害等の権利侵害歴を記載しその緊急性を判断する。さらに2. 生活状況・スキルとして重要証書の保管や公共料金の支払い、年金等の公的手続き、金融機関との取引、購入行為等財産管理に関する本人の能力をA～Iまでの9項目に分類し7段階の評価を行っている。

5. 考察

本人の意思決定を支援する際には、現在の意思を尊重するとともに本人の判断能力が十分にあった時期の生活歴から意思決定に関する情報を得ることが必要である。また仮に本人の意思を尊重することが客観的な保護の必要性和厳しく対立する場合には、本人に対する説明等何らかの福祉的アプローチの方法の模索や、折衷的選択肢等次善の策を探る可能性が生じてくる。このためにも現在の意思能力や理解度をはじめとする本人の生活状況やスキルについてソーシャルワークの視点からアセスメントを行い、一定の数値化をしておくことの意義は大きい。また親族等周辺環境については、本人の意思決定を支援し、方向性を定める際の手がかりとなる面を有すると同時に、とりわけ財産管理においては本人にとって侵害的な関係になる可能性もあり得るため、両者の意向を混同することのないアセスメント方法が必要と考える。

※本研究は科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号 90582263）「成年後見制度における社会福祉士の視点を生かしたアセスメントシートによる実証的研究」による成果の一部である。